

地域計画の作成が各地域で進められています

農業経営基盤強化促進法の改正により、農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域計画の策定を進めています。

地域計画では、「地域農業の将来の在り方」、「地域農業の将来を示した目標地図」を、地域の協議の場において作成し、公表することになります。

令和5年度は、市内3学区と1地域で説明会を行い、3地域で地域計画が策定されました。

令和6年度においても、順次、学区説明会の開催や個別相談を実施し、地域計画の策定を進めています。

地域計画の策定の期限は、令和7年3月末まで(大津市への提出:令和6年10月まで)となっていますので、地域計画を策定するための協議の場へのご協力をよろしくお願いいたします。

地域計画とは？

農業者や地域のみなさんの話し合いにより策定される、地域の将来の農地利用の姿を明確にした設計図です。

おおむね10年後を見据え、担い手を含め、農地所有者、地域住民なども交えて話し合うことが大切です。

今後、地域で営農又は生活していく後継者世代の参加も重要になってきます。

担い手がいない地域では、地域計画にその旨を記載し、地域外から新たに担い手を呼び込むために活用しましょう。

大津市では、地域の農業・農地について話し合うため、関係機関(滋賀県、大津市農業委員会、大津市農業センター、農地中間管理機構、JA など)と一体となって、地域計画の策定とその実現に向けて取り組んでいます。



令和7年4月から

農地の利用権設定等は、
地域計画に基づく農地中間管理事業の活用が基本となります

農地中間管理事業とは？

知事の指定を受けた公的機関である農地中間管理機構(公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金)が所有者から農用地等を借り受け、担い手がまとまりある形で利用できるよう配慮して貸し付ける事業です。

令和7年3月31日まで

令和7年4月1日以降

